

令和8年版

便利でわかりやすい

会社税務の てびき



会社税務の
基本が
よくわかる!

- 令和8年度法人税関係税制改正のポイント
- リース取引をしたときはどうする?
- 青色申告法人の特典——特別償却制度を利用しよう
- 消費税等の計算はどうする? etc.

会社税務のてびき 目次

会社税務 の てびき

令和8年度 法人税関係税制改正のポイント……1

- 1 法人税は何にかかるか？……3
- 2 収益はどの時点で計上するか？……8
- 3 配当金を受け取ったときは？……14
- 4 売上原価を求める方法……18
- 5 売却した有価証券の損益を求める……23
- コラム1 社長が会社にお金を貸していたら危険！？……26
- 6 機械や車の購入費は一度に損金として落とせない!!……27
- コラム2 定額法と定率法どちらが有利？……29
- 7 リース取引をしたときはどうする？……36
- コラム3 新しいリース会計基準……38
- 8 青色申告法人の特典——特別償却制度を利用しよう……39
- 9 建物権利金などは繰延資産となって支出の効果の及ぶ期間で償却……43
- 10 役員給与の損金算入には厳しい制約がある……46
- 11 法人税や法人住民税は利益のなかから納めることになる……50
- 12 寄附金は一定の枠内で損金となる……52
- 13 交際費は損金算入できる？……55
- コラム4 少額飲食費と書類の保存（領収書での保存）……57
- 14 貸倒れの処理はどうするか？……58
- 15 貸倒引当金ってどれくらい引き当てられる？……60
- 16 「圧縮記帳」ってどんな制度？……65
- 17 欠損金が出たときはどうする？……69
- 18 税額の計算はこうする……72
- 19 同族会社には特別の法人税がかかる場合がある……74
- 20 使途秘匿金には40%の法人税が追加課税される!!……77
- 21 法人税から差し引けるものがないか要注意!!……78
- コラム5 グループ通算制度……83
- 22 法人税の申告と納付は期限までに!!……84
- 23 グループ法人税制ではこんなことに注意が必要!!……86
- 24 会社に関係する地方税とは？……88
- 25 消費税等の計算はどうする？……96
- 付録 会社が行う源泉徴収に係る税率及び控除額等の一覧表……104

（本書の内容は令和8年5月1日現在の法令によっています。）

令和8年度 法人税関係税制改正のポイント

改正事項	改正の内容
1 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例→35ページ	対象法人及び対象資産の見直しが行われ、適用期限が令和11年3月31日取得等分まで3年延長されました。 《適用時期》 対象法人の見直しは令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、対象資産の見直しは令和8年4月1日以後に減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合に適用されます。
2 生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し→40ページ、82ページ	適用される特別償却の率及び税額控除の率が引き下げられ、適用期限が令和10年3月31日取得等分まで2年間延長されました。 《適用時期》 産業競争力強化法の改正法の施行日以後に同法の認定を受けた計画に基づいて取得等した資産に適用されます。
3 特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の創設→41ページ、82ページ	青色申告書を提出する法人が、経済産業大臣の確認を受け、確認後5年以内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合に、即時償却又は7%（建物等は4%）の税額控除を受けることができます。 《適用時期》 産業競争力強化法の改正法の施行日以後に同法の認定を受けた資産に適用されます。
4 特定資産の買換えの場合の圧縮記帳の見直し→65ページ	対象資産の範囲や課税の繰延べ割合に見直しが行われ、適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。 《適用期限》 令和8年4月1日以後に資産を譲渡し、買換資産を取得した場合に適用されます。



5 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の見直し→80ページ	① 試験研究費総額に係る税額控除 控除率が見直されました。 ② 中小企業技術基盤強化税制 3年間の繰越税額控除制度が新たに設けられ、適用期限が令和11年3月31日までの間に開始する事業年度まで3年延長されました。 ③ 重点産業技術試験研究費に係る税額控除の創設 産業技術力強化法の重点産業技術に係る試験研究費について、既存の制度とは別枠で40%（一定の場合は50%）の税額控除を受けることができることとされました。 《適用時期》 ①は令和9年4月1日以後に開始する事業年度から、②は令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、③は産業技術力強化法の改正法の施行日から、適用されます。
6 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の見直し→81ページ	全企業向けの措置は令和8年3月31日までの間に開始する事業年度をもって廃止されました。中堅企業向けの措置は、適用要件の見直しが行われた上、令和9年3月31日までの間に開始する事業年度をもって廃止されます。中堅企業向け及び中小企業向けの教育訓練費に係る上乗せ措置は令和8年3月31日までに開始する事業年度をもって廃止されました。 《適用時期》 令和8年4月1日以後に開始する事業年度に適用されます。
7 特定税額控除規定の適用除外の見直し→82ページ	① 継続雇用者給与等支給額に係る要件が見直され、適用期限が令和11年3月31日までの間に開始する事業年度まで2年延長されました。 ② 「重点産業技術試験研究費に係る税額控除」が適用除外の対象に加えられました。 《適用時期》 ①の要件見直しは、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。②については、産業技術力強化法の改正法の施行日から適用されます。
8 免税事業者や消費者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し→100ページ	① 経過措置の適用期限が令和13年9月30日まで2年延長され、控除割合の引下げスケジュールが見直されました。 ② その課税期間における一の免税事業者からの課税仕入れのうち本経過措置の対象とできる上限が10億円から1億円に引き下げられました。 《適用時期》 ①については、令和8年10月1日以後の課税仕入れから適用されます。②については、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

1

法人税は何にかかるか？

会社の利益と課税所得

法人税の課税所得は、会社決算上の利益に税法上の加算・減算の調整を加えて計算します。この税法特有の調整を「申告調整」といいます。

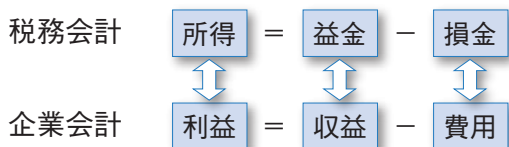


法人税は、法人の所得に対して課税されますが、この課税所得金額と決算書上の当期利益金額とは、必ずしも一致しません。それは、企業会計は、会社の財政状態や経営成績あるいは配当可能利益を明らかにするのが目的であるのに対して、法人税法の目的は租税負担公平の維持や国の政策上の要請などであるためです。

1 会社の利益と法人税の課税所得

法人税の課税対象となる所得金額は「益金の額」から「損金の額」を差し引いた金額です。

会社決算上の利益金額も、収益の額から原価、諸経費及び損失の額を差し引いて算出しますから、両者は本質的には同じ計算方法によって算出されることになります。



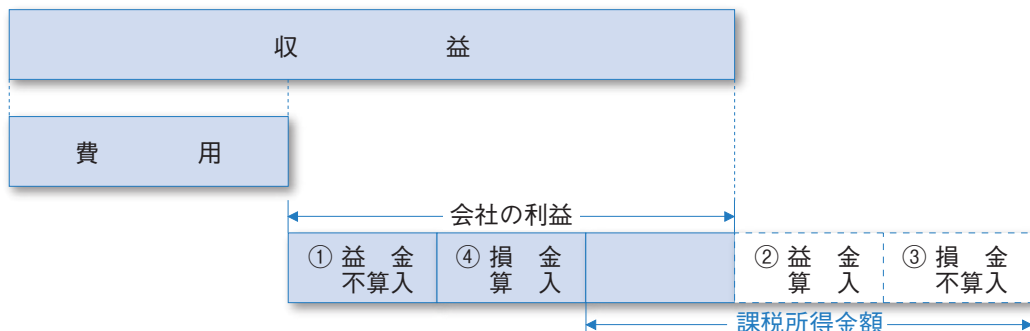
そこで課税所得金額は、公正妥当な会計処理の基準に従って算出された確定決算における当期利益又は欠損の金額を基礎として、これに税法の規定に従った加算及び減算の修正計算をして算出することとなります。この修正作業を「申告調整」といい、

次のような言葉で表されています。

- ①益金不算入……会社の利益計算では収益であるが、税法上は益金の額に算入しない。
- ②益金算入……会社の利益計算では収益でないが、税法上益金の額に算入する。
- ③損金不算入……会社の利益計算では費用・損失であるが、税法上は損金の額に算入しない。
- ④損金算入……会社の利益計算では、費用・損失でないが、税法上は損金の額に算入する。

$$\text{会社の利益} + \overset{\text{税務上の加算}}{(\text{益金算入} + \text{損金不算入})} - \overset{\text{税務上の減算}}{(\text{益金不算入} + \text{損金算入})} = \text{課税所得金額}$$

(マイナスの場合は欠損金額)



2 決算調整と申告調整

課税所得の計算に当たっての加算、減算の調整計算は、申告書という税務上の所得計算書の上で行います。

しかし、税法には、課税所得金額の算出の基となる決算書上の当期利益（又は欠損）金額の算出に当たって、会社が一定の経理をしていた場合に限りその計算を認めることとされている事項があります。例えば、減価償却費は、会社が確定した決算において減価償却費として経理した場合に限り損金として認められます。このようなものを「決算調整事項」といい、経理処理の有無にかかわらず申告書の上だけでも調整を認める「申告調整事項」と区別しています。

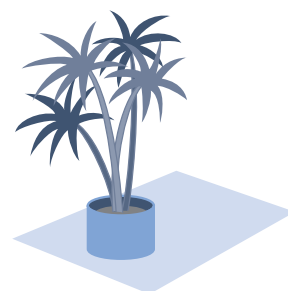
(1) 決算調整事項

決算調整事項は、確定した決算において所定の経理をすることが要求される事項であって、会社が確定した決算で経理しなかった場合には、所得金額の計算に影響させることができません。

次のようなものが、決算調整事項とされています。

損金経理をしなければならないもの	・減価償却資産の償却費の損金算入 ・少額の減価償却資産の取得価額の損金算入（中小企業者等の特例を含みます。） ・一括償却資産の損金算入 ・繰延資産の償却費の損金算入 ・少額の繰延資産の支出金額の損金算入 ・特定の事実が生じた場合の資産の評価損（民事再生等評価換えによるものを除きます。）の損金算入 ・役員に対する業績連動給与の損金算入 ・実質的に回収不能となった金銭債権の貸倒損失の損金算入 ・取引停止後1年以上経過した場合の売掛債権の貸倒損失の損金算入 ・売掛債権の総額が取立て費用に満たない場合の売掛債権の貸倒損失の損金算入 ・貸倒引当金の損金算入 ・資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入
処分によってもよいもの 損金経理によるほか剰余金の	・寄附金の損金算入 ・海外投資等損失準備金など租税特別措置法上の各種準備金の損金算入 ・特別償却準備金の損金算入 ・固定資産の圧縮記帳（換地処分等、交換ないしは交換分合の場合の圧縮記帳などを除きます。）の損金算入 ・圧縮記帳に係る特別勘定の損金算入 注 これらの事項について、損金経理に代えて積立金として積み立てる経理をした場合には、申告書上で申告調整を行うことになります。
認められるもの 一定の経理をする ことで所得計算が	・長期大規模工事以外の工事に係る工事進行基準の適用

注 損金経理とは、確定した決算において費用又は損失として経理（損益計算書に計上）することをいいます。



(2) 申告調整事項

「決算調整事項」に対して、会社の経理処理に関係なく所得計算に反映させる事項を「申告調整事項」といい、次のように区分されています。

調整が会社の意思に 任されているもの

次のようなものは、申告書上でその調整をするかしないかを会社の意思に任されており、申告調整をした場合に限ってその調整が認められるもので、会社が積極的に申告調整をしないときには、原則として税務当局も更正しない事項です。

区分	項 目	調整
益 金 不算入	・ 受取配当等の益金不算入額	減 算
損 金 算 入	・ 収用換地等の場合その他の所得の特別控除（5,000万円、2,000万円、1,500万円、1,000万円、800万円控除）額 ・ 剰余金の処分による圧縮積立金の積立額 ・ 剰余金の処分による海外投資等損失準備金等の各種準備金の積立額 ・ 資産の取得価額に算入した交際費等の損金不算入額に対応する取得価額	
税 額 控 除	・ 所得税額の控除 ・ 外国税額の控除 ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 ・ 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除 ・ 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 ・ 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除 ・ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 ・ 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	税 額 控 除

調整を行わなければならないもの

次のようなものは、会社の意思のいかんにかかわらず、法人税の申告に際して必ず申告書上で調整をしなければならないもので、もし会社がその申告調整を行わなかったときには、税務当局によって更正される事項です。

区分	項 目	調整
益金算入	・圧縮記帳に係る特別勘定の要取崩額又は圧縮損の要取戻額 ・貸倒引当金の要取崩額 ・海外投資等損失準備金等の各種準備金の要取崩額	加算
益金不算入	・法人税等の中間納付額の還付金等 ・被合併法人の利益積立金からなる合併差益	減算
損金不算入	・役員給与の損金不算入額 ・過大な特殊関係使用人に対する給与 ・寄附金の損金不算入額 ・法人税額及び法人住民税額 ・損金算入した納税充当金 ・法人税額から控除する所得税額又は外国法人税額 ・資本的支出の金額 ・交際費等の損金算入限度超過額 ・償却費の償却限度超過額 ・圧縮記帳限度額を超える圧縮額 ・貸倒引当金の繰入限度超過額 ・海外投資等損失準備金等の各種準備金の積立限度超過額	加算
損金算入	・青色申告事業年度の繰越欠損金 ・災害による繰越損失金 ・納税充当金から支出した事業税及び申告により確定している未払事業税	減算



5

売却した有価証券の損益を求める

有価証券の譲渡損益の計算と 保有有価証券の評価損益の計算

有価証券の譲渡損益は、譲渡約定日に計上し、その計算は、譲渡の取引ごと、銘柄ごとに行います。



税法では、有価証券を次のように区分し、それぞれについて異なる取扱いを定めています。税法における有価証券の区分等の概略は次表のとおりです。

区 分		内 容	評価方法	評価損益等の取扱い
売 買 目 的 有 価 証 券		① 専担者売買有価証券 ② 取得日に短期売買目的で取得した旨を帳簿書類に記載した有価証券（例えば「商品有価証券」、「売買目的有価証券」等の勘定科目を使用） ③ 信託財産となる金銭の支出日にその信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を帳簿書類に記載した金銭信託に属する有価証券	時 価 法	評価損→損金算入 評価益→益金算入
売 買 目 的 外 有 価 証 券	満期保有 目的有価 証券	償還期限の定めのある有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、取得日にその旨を帳簿書類に記載したもの	原 価 法	評価損益は、課税所得に算入されません。
	企業支配 株式等	特殊関係株主等（株主等とその同族関係者等）が有する株式（出資）でその持株（出資）割合が20%以上であるもの		
	その他 有価証券	上記以外の有価証券		
	償還有 価証券	売買目的外有価証券のうち、転換社債を除く償還期限及び償還金額の定めのあるもの	償 却 原 価 法	償還差損益を期間配分 償還差損→損金算入 償還差益→益金算入

1 有価証券の譲渡損益の計算等

有価証券の譲渡損益の額については、譲渡対価の額から譲渡原価の額を差し引いて計算し、原則として、譲渡契約をした日の事業年度に計上することとされています。

〈譲渡原価の計算〉

譲渡原価の額は、有価証券の一単位当たりの帳簿価額に譲渡をした有価証券の数を掛けた金額となります。

有価証券の 取得価額

有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、有価証券の取得価額を平均化して算出することになりますが、この有価証券の取得価額は、その取得の方法により、それぞれ次のとおりとされています。

区 分	取 得 価 額
① 購入した有価証券	購入の代価（購入手数料その他の取得費用を加算）
② 通常の払込み等により取得した有価証券	払込み等をした金額（新株予約権の行使の場合はその新株予約権の帳簿価額を含み、取得費用を加算）
③ 無償交付により取得した株式等又は新株予約権	ゼロ
④ 有利な金額で払込み等により取得した有価証券	その取得時における通常価額
⑤ ①～④以外の有価証券	その取得時における通常価額

一単位当たり の帳簿価額

上記の有価証券の取得価額を基に、一単位当たりの帳簿価額を算出し、譲渡原価の額の計算を行うことになりますが、この一単位当たりの帳簿価額は、移動平均法又は総平均法により算出します。

移動平均法

有価証券の銘柄ごとに、取得のつど、次の算式で平均単価を更新していき、期末にいちばん近い時の平均単価をとる方法

$$\text{一単位当たりの帳簿価額} = \frac{\text{現在総価額} + \text{新規取得総価額}}{\text{現在数量} + \text{新規取得数量}}$$

総平均法

有価証券の銘柄ごとに、次の算式で計算した平均単価を一単位当たりの帳簿価額とする方法

$$\text{一単位当たりの帳簿価額} = \frac{\text{期首総価額} + \text{当期取得総価額}}{\text{期首数量} + \text{当期取得数量}}$$

注 移動平均法又は総平均法の選定は、有価証券の区分ごとに、かつ、その種類ごとに行う必要があり、新しい区分又は種類の有価証券を取得した場合には、確定申告書の提出期限（仮決算による中間申告書を提出する場合には、その提出期限）までに届出を行うこととされています。なお、算出の方法を選定しなかった場合又は選定した方法により算出しなかった場合には、移動平均法（法定算出方法）によることになります。

2 有価証券の期末評価及びその評価損益の計算

(1) 売買目的有価証券の時価評価金額

売買目的有価証券の期末評価額は、時価法により評価した金額（時価評価金額）とされています。売買目的有価証券の時価評価金額は、次のとおりです。

区 分		評価額
市場価格のある有価証券（①取引所売買有価証券、②その他価格公表有価証券）		①金融商品取引所、②価格公表者（銀行、証券会社等のブローカー等）によって公表された当期末日の最終の売買価格又は気配相場の価格（当日にそれらの価格がない場合は、直近のそれらの価格）
上記以外の有価証券	① 新株予約権付社債等を除く償還期限及び償還金額の定めのある有価証券	期末帳簿価額に調整差損益相当額を加減算した金額（3参照） その他合理的な方法により計算した金額
	② ①以外の有価証券	期末帳簿価額

(2) 売買目的有価証券の評価損益の計上

期末における売買目的有価証券の評価益又は評価損は、当期の益金の額又は損金の額に算入します。

なお、この評価益又は評価損として益金の額又は損金の額に算入した金額は、翌期の損金の額又は益金の額に算入する、すなわち洗替え処理を行うこととされています。

(3) 売買目的外有価証券の期末評価額

売買目的外有価証券の期末評価額は、原価法により評価した金額とされています。

この金額は、通常、期末帳簿価額と同額となりますが、償還有価証券の場合には、期末帳簿価額に調整差損益相当額を加減算した金額とされます。（3参照）

3 償還有価証券の調整差損益の計算

期末に償還有価証券（新株予約権付社債等を除く償還期限及び償還金額の定めのある売買目的外有価証券）を有する場合には、銘柄ごとに次により調整差損益を計算し、調整差益（プラスの金額）は益金の額に算入するとともにその金額を帳簿価額に加算、調整差損（マイナスの金額）は損金の額に算入するとともにその金額を帳簿価額から減算します。

$$(\text{当期末額面合計額} - \text{当期末調整前帳簿価額}) \times \text{調整割合} = \text{調整差損益}$$

《調整割合の計算》

I 当期末額面合計額(A) > 前期末額面合計額(B) の場合

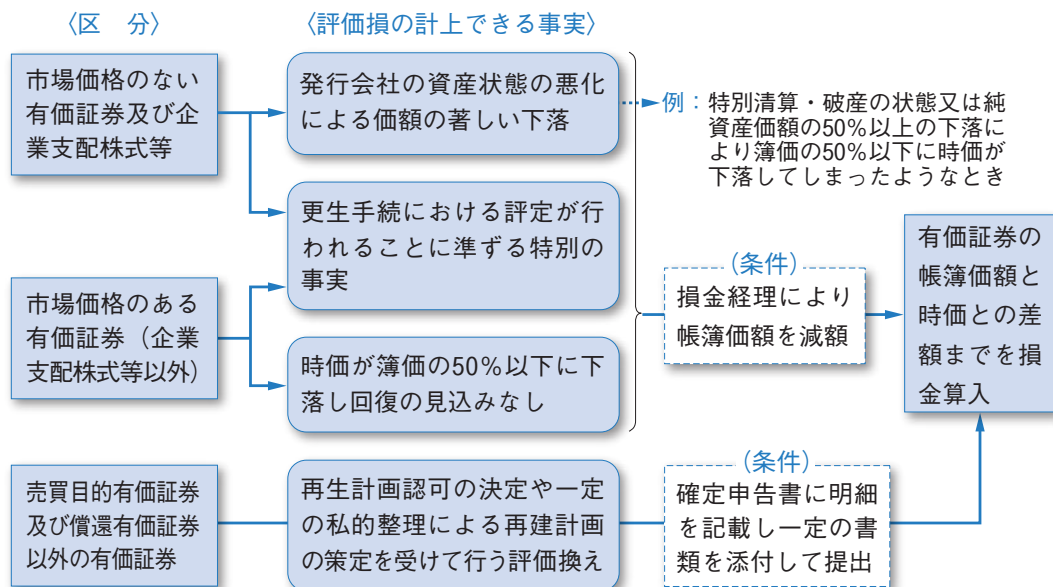
$$\left(\frac{A-B}{A} \times \frac{\text{当期末日数} \times \frac{1}{2}}{\text{当期日数} \times \frac{1}{2} + \text{翌期開始日から償還日までの期間の日数}} \right) + \left(\frac{B}{A} \times \frac{\text{当期日数}}{\text{当期日数} + \text{翌期開始日から償還日までの期間の日数}} \right)$$

II $A \leq B$ の場合

$$\frac{\text{当期日数}}{\text{当期日数} + \text{翌期開始日から償還日までの期間の日数}}$$

4 特別な場合の評価損の計上

有価証券について次の事実が生じた場合には、一定の条件のもとで、評価損が計上できることになっています。



評価損を計上した期末有価証券の評価額は、2の評価方法によらないで、その評価減をした後の額（取得価額から評価損による損金算入額を控除した後の帳簿価額）を評価額とします。また、その評価減後の評価額が、その有価証券の翌期首帳簿価額となります。

〈参考〉オープンイノベーション促進税制

令和2年4月1日から令和10年3月31日までの間に、一定のベンチャー企業の株式を出資又はM&Aにより取得し事業年度終了の日まで引き続き保有している場合には、取得価額の25%（一定の場合には20%）相当額の所得控除が認められます。

コラム1

社長が会社にお金を貸していたら危険！？

社長から会社への貸付金は、社長が亡くなった場合、相続財産として課税されます。

そのため、会社から返済の見込みがない場合、社長自身があらかじめ債権放棄を行うなど万一の場合に備えておくことも必要です。

なお、債権放棄した場合、自社株の相続税評価額が上がってしまうなどの影響もあるので、具体的な対策は専門家に相談しましょう。

6

機械や車の購入費は一度に損金として落とせない!!

減価償却

固定資産の取得に要した費用は、原則として、一時に損金算入ができず、償却費として部分的に費用化されます。



建物、機械装置等のように、使用することにより、又は時の経過により価値が減少する資産を減価償却資産といいます。

これら減価償却資産の取得価額は、取得をした事業年度で、一度に損金の額に算入することはできません。それは、減価償却資産は長期にわたる使用によりその価値が減少し又は機能が低下するものであり、また、除却されるまでの期間、収益を生み出すことになるからです。そこで、減価償却資産の取得価額は、獲得された収益に対応する費用として、使用可能期間にわたって配分することになります。

1 減価償却の対象となる資産

次の資産が減価償却の対象になります。

- 有形減価償却資産**
- ① 建物
 - ② 建物附属設備
 - ③ 構築物
 - ④ 機械及び装置
 - ⑤ 船舶
 - ⑥ 航空機
 - ⑦ 車両及び運搬具
 - ⑧ 工具
 - ⑨ 器具及び備品

- 無形減価償却資産**
- ① 鉱業権
 - ② 漁業権
 - ③ ダム使用权
 - ④ 水利権
 - ⑤ 特許権
 - ⑥ 実用新案権
 - ⑦ 意匠権
 - ⑧ 商標権
 - ⑨ ソフトウェア
 - ⑩ 営業権等

- 生物**
- ① 牛、馬、豚、綿羊、やぎ
 - ② かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹等
 - ③ 茶樹、オリーブ樹、つばき樹等

6 機械や車の購入費は一度に損金として落とせない!!

2 減価償却の対象とならない資産

次のような資産は、減価償却の対象にはなりません。

時の経過により減価しない資産	①	土地や土地の上に存する権利（借地権など）
	②	電話加入権（自己所有の屋内配線等は減価償却資産です。） 注 携帯電話などの契約事務手数料は、電話加入権に該当しません。
	③	立木（果樹等は減価償却資産です。）
	④	一定の美術品等（時の経過により価値が減少することが明らかなものは減価償却資産です。） 注 歴史的価値又は希少価値を有するもの以外の美術品等でその取得価額が1点100万円未満のものは、減価償却資産として取り扱います。
事業の用に供されていない資産	①	遊休資産（ただし、いつでも稼働できるように維持補修されているものは減価償却できます。）
	②	建設中の資産（ただし、完成した部分を事業の用に供している場合は、その部分について減価償却できます。）
	③	貯蔵中の資産

3 償却の方法

(1) 償却方法の種類

減価償却の方法は、その資産区分及び取得時期に応じ、平成19年3月31日以前取得供用分は旧償却方法のいずれか、同年4月1日以後取得又は供用分は新償却方法のいずれかを選定することができます。償却方法を選ばなかった場合には、法定償却方法で計算することになります。

資産区分		旧償却方法	新償却方法
① 有形減価償却資産（②③④を除きます。）		旧定額法又は旧定率法	定額法又は定率法
② 建物（④を除きます。）	平10.3.31以前取得分	旧定額法又は旧定率法	定額法
	平10.4.1以後取得分	旧定額法	
③ 建物附属設備及び構築物	平28.3.31以前取得分	旧定額法又は旧定率法	定額法又は定率法
	平28.4.1以後取得分		定額法
④ 鉱業用減価償却資産（⑥を除きます。）	平28.3.31以前取得分	旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法	定額法、定率法又は生産高比例法
	平28.4.1以後取得分		定額法又は生産高比例法
⑤ 無形減価償却資産（⑥を除きます。）及び生物（器具備品に含まれるものを除きます。）		旧定額法	定額法

⑥ 鉱業権		旧定額法又は旧生産高比例法	定額法又は生産高比例法
⑦ リース資産	平20. 4. 1 以後契約分のリース資産	——	リース期間定額法

注1 上記のリース資産とは、所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産をいいます。(36ページ参照)

注2 上記の償却方法に代え他の特別な方法により償却費を計算する場合は、税務署長の承認を受けなければなりません。

注3 ■は、法定償却方法です。

(2) 償却方法の届出・変更

イ 償却方法の選定の届出

減価償却の方法は、建物、構築物…というように耐用年数省令別表に掲げる資産の種類ごとに、設立事業年度の確定申告書の提出期限までに税務署に届け出なければなりません。この届出をしなかった場合には、法定償却方法によって償却費を計算することになっています。

なお、建物、無形減価償却資産、生物及びリース資産、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、償却方法が1つに限定されていますので、この届出は不要です。また、旧償却方法適用資産と同一資産区分の減価償却資産を平成19年4月1日以後に取得した場合には、改めて届出をしないかぎり、旧償却方法に対応する新償却方法を選定したものとみなされます。

ロ 償却方法の変更の承認申請

現に選定している償却方法を変更したいときには、新しい償却方法を採用したい事業年度が始まる日の前日までに、変更したい償却方法や理由などを書いた「変更承認申請書」を税務署に提出しなければなりません。

ただし、現在の償却方法を採用してから3年を経過していない場合は、特別の事情がないかぎり、変更は認められません。

コラム2

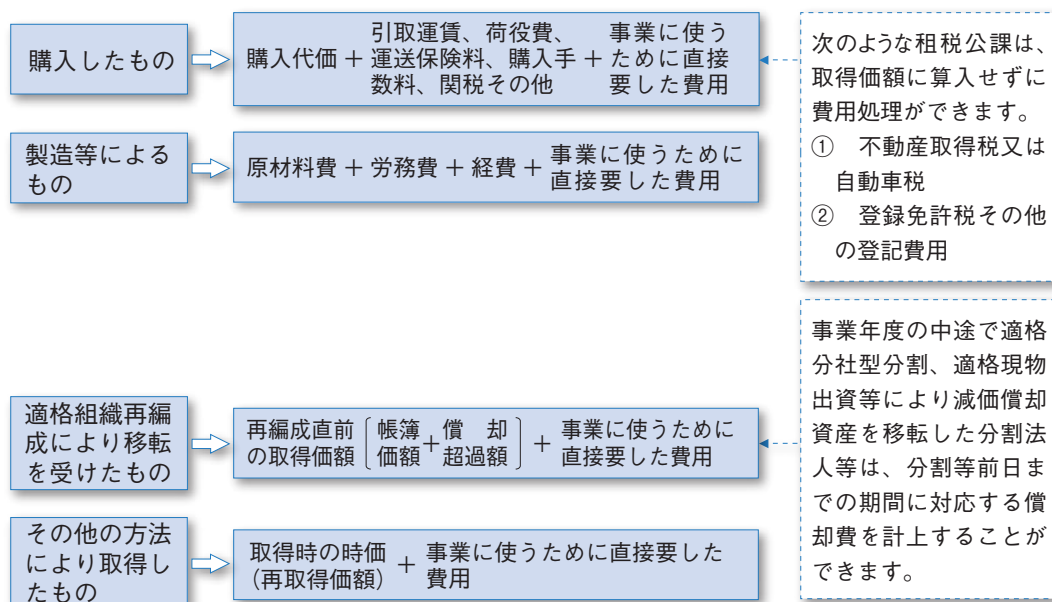
定額法と定率法どちらが有利？

固定資産の代表的な減価償却方法には「定額法」と「定率法」がありますが、どちらが有利でしょうか。

定額法は、每期同じ金額を損金に算入するので計算が簡単ですが、定率法と比べて損金になるのが遅いというデメリットがあります。一方、定率法は、早期に損金に算入することができます。どちらの方法でも最終的な償却額の合計は同じですが、一般的には、定率法の方が早期に損金算入できるので、有利だといわれています。

4 取得価額

減価償却資産の取得価額は、その資産の償却限度額の計算の基礎となるものですが、その取得形態により次のように定められています。



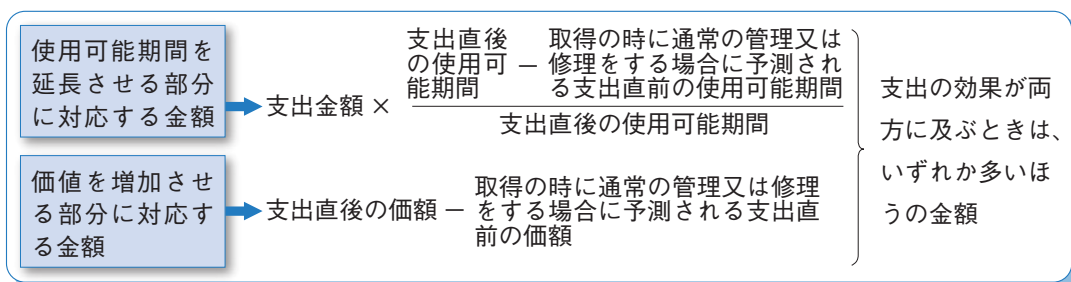
注 圧縮記帳の適用を受けた資産については、圧縮後の金額を取得価額とみなして減価償却を行います。

5 資本的支出と修繕費

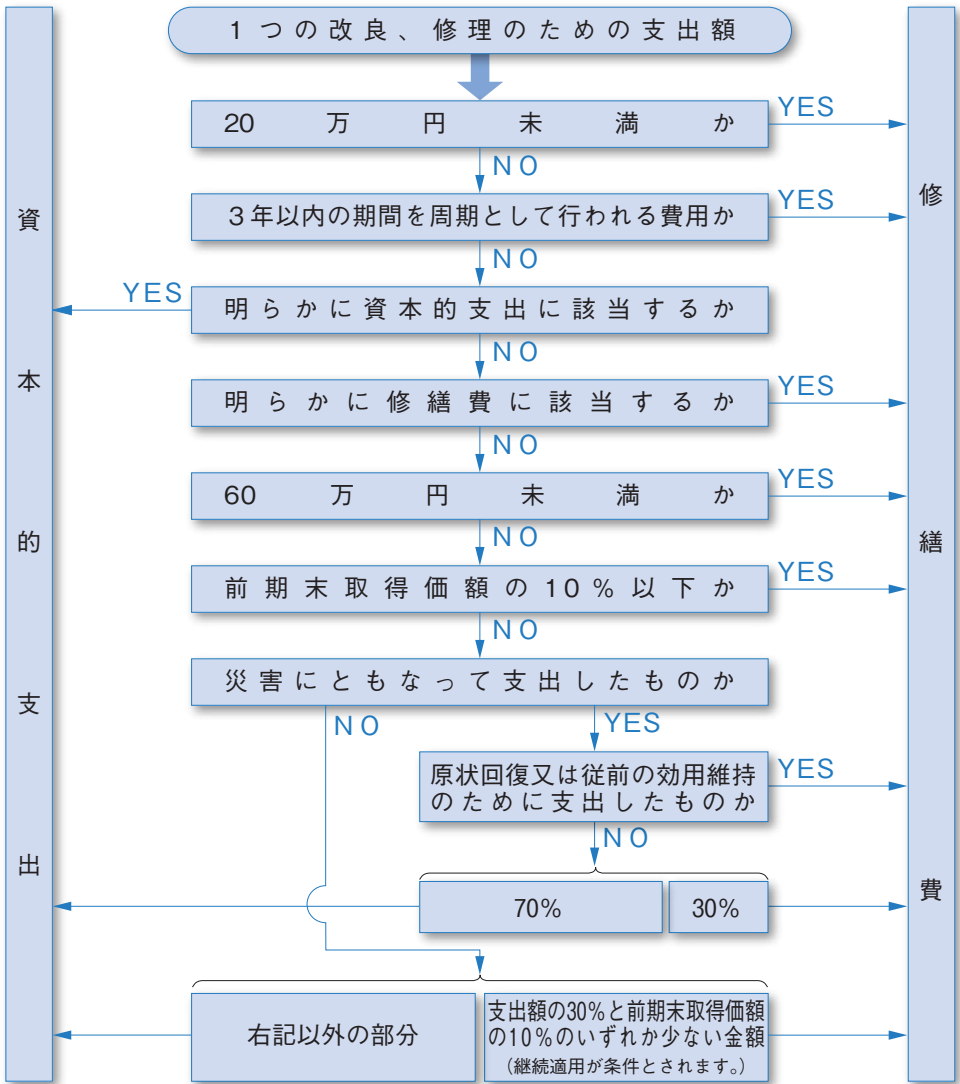
資本的支出とは、固定資産についてその使用可能期間の延長や価値の増加をもたらすような支出をいい、修繕費とは、固定資産についての通常の維持管理や原状回復のための費用をいうものとされています。

資本的支出は、原則として、本体資産と種類及び耐用年数が同じ新たな資産を取得したものとして処理を行います。

資本的支出の金額の算出は次のとおりです。



ところで、資本的支出に該当するか修繕費に該当するかの判定は、実務上非常に困難を伴います。そこで税務は、次のように一定の形式基準による資本的支出と修繕費の区分を認めています。



6 耐用年数

(1) 法定耐用年数

同じ機械であっても使用の状況が異なれば実際の耐用年数も異なります。

しかし、個々の機械等の耐用年数を正確に見積もることは困難ですから、税法は耐用年数省令において各種の減価償却資産を細かく分類して耐用年数を法定し、その法定耐用年数に従って減価償却をすることとしています。

なお、償却限度額の計算に必要な法定耐用年数に対応する(旧)定額法又は(旧)定率法の償却率は、資産の取得日に応じ耐用年数省令別表第7～第10に定められています。

6 機械や車の購入費は一度に損金として落とせない!!

(2) 中古資産の耐用年数

見積法 法定耐用年数は、新品の減価償却資産を対象に定められていますので、中古資産を取得した場合は、法定耐用年数によらず、原則として、取得後の使用可能期間を見積もって、その見積耐用年数により償却限度額を計算することができます。ただし、中古資産の改良等のための費用がその資産の新品価額の50%を超えるときには、法定耐用年数によらなければなりません。

簡便法 見積りが困難なときには、次により見積耐用年数を計算することができます。ただし、中古資産の改良等のための費用がその取得価額の50%を超えるときには、簡便法は適用できません。

法定耐用年数の全部を経過しているもの $\rightarrow$ 法定耐用年数 $\times \frac{20}{100}$

法定耐用年数の一部を経過しているもの $\rightarrow$ (法定耐用年数 - 経過年数) $+$ 経過年数 $\times \frac{20}{100}$

* 計算した年数の1年未満の端数は切り捨て、計算した年数が2年未満の場合は2年とします。

7 償却限度額の計算など

会社が減価償却費として損金経理した金額は、無制限に損金として認められるわけではありません。

税法は、この適正な償却費を償却限度額として各償却方法ごとに計算方法を定め、この限度額を超える金額は損金の額に算入しないこととしています。

(1) 旧定額法又は定額法の償却限度額の計算方法

(旧)定額法は、償却額が每期同額となるように償却する方法です。

$$\begin{aligned} \text{旧定額法} \quad & (\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \frac{\text{算定償却率}}{\text{耐用別表第7の旧定額法の償却率}} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} = \text{償却限度額} \\ & \text{(小数点以下3位未満の端数切上げ)} \\ \text{定額法} \quad & \text{取得価額} \times \frac{\text{算定償却率}}{\text{耐用別表第8の定額法の償却率}} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} = \text{償却限度額} \\ & \text{(小数点以下3位未満の端数切上げ)} \end{aligned}$$

(2) 旧定率法又は定率法の償却限度額の計算方法

(旧)定率法は、各期の償却額が一定の割合で逡減していくように償却する方法です。

$$\begin{aligned} \text{旧定率法} \quad & \text{期首帳簿価額} \times \text{耐用別表第7の旧定率法の償却率} = \text{償却限度額} \\ \text{※} \quad & \text{当期が1年未満の場合} \\ & \text{期首帳簿価額} \times \text{改定耐用年数に応ずる耐用別表第7の旧定率法の償却率} = \text{償却限度額} \\ & \text{改定耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times \frac{12}{\text{当期の月数}} \\ \text{定率法} \quad & \text{期首帳簿価額} \times \frac{\text{算定償却率}}{\text{耐用別表第9・10の定率法の償却率}} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} = \text{償却限度額} \\ & \text{(小数点以下3位未満の端数切上げ)} \end{aligned}$$

償却が進んで、調整前償却額（期首帳簿価額×定率法の償却率（年率））が償却保証額（取得価額×耐令別表第9・10の保証率）に満たなくなった場合には、次により償却限度額を計算する均等償却に切り換えます。

$$\text{改定取得価額} \times \overset{\text{算定償却率}}{\text{耐令別表第9・10の改定償却率} \times \frac{\text{当期の月数}}{12}} = \text{償却限度額}$$

(小数点以下3位未満の端数切上げ)

改定取得価額：調整前償却額が最初に償却保証額に満たなくなった事業年度の期首帳簿価額

(3) その他の償却方法の償却限度額の計算

一般的には、上記の(旧)定額法又は(旧)定率法が減価償却資産の償却方法とされていますが、これら以外にも次のような方法があり、それぞれ次のように償却限度額の計算方法が定められています。

生産高比例法 →
$$\frac{\text{取得価額}^*}{\text{その資産の耐用年数又は採掘予定年数の期間内における採掘予定数量}} \times \text{当期採掘数量} = \text{償却限度額}$$

* 旧生産高比例法では、「取得価額－残存価額」となります。

リース期間定額法 →
$$\left(\text{取得価額} - \text{残価保証額}^* \right) \times \frac{\text{当期中のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}} = \text{償却限度額}$$

* 令和9年4月1日以後契約のリース資産は、残価保証額を控除しません（前倒し適用の経過措置あり）。

なお、償却限度額は、耐用年数省令別表に掲げられた資産の種類ごとに、かつ、耐用年数及び償却方法の異なるごとに1グループとして計算します。したがって、その1グループに属する個々の減価償却資産について生じた償却超過額と償却不足額とは通算されることになります。

(4) 期中に事業の用に供した資産の償却限度額

事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額は、次により計算した金額とします。（期中に資本的支出のあった資産についても、その資本的支出の金額を独立の資産とみなして同様に計算します。）

$$\frac{\text{当期の償却限度額に相当する金額}}{\text{当期の月数}} \times \frac{\text{事業供用日から期末日までの期間の月数}}{\text{当期の月数}} = \text{償却限度額}$$

(5) 残存価額

旧定額法の償却限度額の計算の基礎とされる残存価額は、資産の種類に応じ、次の割合を取得価額に乗じて計算した金額によります。この残存価額は、旧定率法による場合でも、償却率の算定の基礎になっています。

- ① 有形減価償却資産 → 10%
- ② 無形減価償却資産、鉱業権、坑道 → 0

③ 生 物 → 細目に応じ50%～5%

(6) 償却累積額による償却限度額の特例

① 償却累積額が従前の償却可能限度額に達する事業年度の償却限度額

旧償却方法適用資産について、前期までの償却累積額と採用している償却方法により計算した当期の償却限度額との合計額が次の金額（従前の償却可能限度額）を超える場合は、その計算した償却限度額からその超える部分の金額を控除した金額が当期の償却限度額となります。

イ 有形減価償却資産	取得価額×95%
ロ 無形減価償却資産及び坑道	取得価額
ハ 生 物	取得価額－残存価額

② ①の事業年度の翌事業年度以後の事業年度の償却限度額

上表のイとハの資産について、前期までに償却累積額がそれぞれ上表の右側の金額に達している場合には、その残存簿価（イは取得価額の5%、ハは残存価額）について、当期（平成19年4月1日以後開始事業年度に限りです。）以後、次により計算した金額を償却限度額として、1円まで償却することができます。

$$(\text{残存簿価} - 1 \text{円}) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$$

注 上表のイの資産のうち鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造等の堅ろうな建物、構築物又は装置については、残存使用可能期間につき税務署長の認定を受けることにより1円まで償却することができます。

●新償却方法適用資産について、前期までの償却累積額と採用している償却方法により計算した当期の償却限度額との合計額が次の金額を超える場合は、その計算した償却限度額からその超える部分の金額を控除した金額が当期の償却限度額となります。

① 有形減価償却資産及び生物	取得価額－1円
② 無形減価償却資産及び坑道	取得価額
③ リース資産	取得価額－残価保証額*

* 令和9年4月1日以後契約のリース資産は、「取得価額－1円」となります（前倒し適用の経過措置あり）。

(7) 償却超過額と償却不足額

償却超過額

損金の額に算入されない償却超過額は、翌期に繰り越されて次のように取り扱われます。

① 繰り越された償却超過額は、翌期で損金経理した償却費とみなされます。

したがって、翌期で償却不足額がある場合は、その不足額の範囲内で償却超過額が損金算入されます。

② (旧)定率法の計算においては、償却超過額だけ償却がなかったものとみなされ、帳簿価額に償却超過額を加算した金額に基づいて償却限度額を計算します。

償却不足額は、償却超過額のように翌期に繰り越すことはできません。ただし、特別償却の償却不足額については、1年間だけ繰り越すことが認められています。(41ページ2参照)

8 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入等

(1) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入

事業の用に供した減価償却資産（リース資産に該当するものは除きます。）で、その使用可能期間が1年未満であるもの又はその取得価額が10万円未満であるもの（貸付けの用に供したものは除きます。）については、その事業の用に供した事業年度において損金経理を条件に損金の額に算入することができます。

注1 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等における取得価額の判定は、通常1単位として取引されるその単位ごとに行うこととされ、例えば、器具備品については1個、1組、1そろいごとに判定することとされています。この場合の「通常1単位として取引されるその単位」とは、一般に、その資産の導入目的等に照らして予定している機能を発揮するためのその1個、1組、1そろいをいいます。

注2 取得価額の判定は、会社が採用している消費税等の経理方式（税抜経理方式又は税込経理方式）に応じて算出した取得価額によることとされています。

〈中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例〉

青色申告法人である中小企業者等（41ページ注2参照）が、令和11年3月31日までの間に、取得価額が10万円以上40万円未満（令和8年3月31日以前は30万円未満）の減価償却資産（リース取引により取得したとされるものを含み、貸付けの用に供したものは除きます。）の取得をして事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、損金経理を条件に、その取得価額を、その取得価額の合計額が300万円（ $\div 12 \times$ 当期の月数）に達するまでに限り、損金の額に算入することができます。なお、対象となる中小企業者等の範囲から常時使用する従業員の数が400人（令和8年3月31日以前に開始する事業年度は500人）を超える法人、前年以前3年平均の所得が15億円を超える法人及び通算法人は適用の対象外とされています。

注 電子申告が義務づけられる出資金等が1億円超の農業協同組合等は、従業員300人を超える場合、対象外となります。

(2) 一括償却資産の損金算入

取得価額が20万円未満の減価償却資産（リース資産に該当するもの及び貸付けの用に供したものは除きます。）を事業の用に供した場合に、その全部又は特定の一部を一括し、その取得価額の合計額（一括償却対象額）につき損金経理をしたときは、次の損金算入限度額に達するまでの金額を損金の額に算入することができます。

$$\text{一括償却対象額} \times \frac{\text{当期の月数(端数切上げ)}}{36} = \text{当期損金算入限度額}$$

注意

一括償却とは、他の減価償却資産のように個別管理をせず、その取得価額を3年にわたって損金算入する方法を選択するということです。一括償却資産について除却損や売却損益の計上はできません。

18

税額の計算はこうする

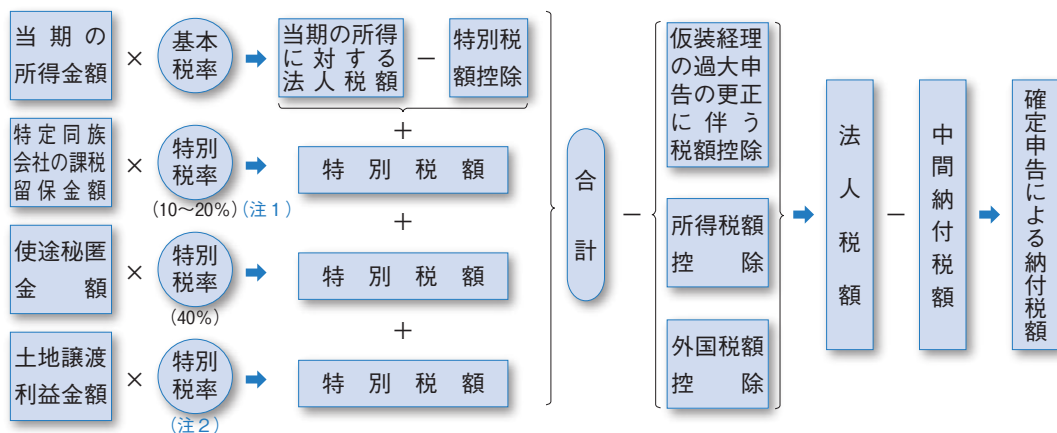
法人税の税率

各事業年度の所得に対する法人税率は法人の種別に応じて定められており、中小法人等については年800万円までの所得について軽減税率が適用されます。



1 税額の計算順序

各事業年度の所得に対する法人税は、その課税標準である当期の所得金額に税率を適用して算出しますが、その金額がそのまま納付税額となるわけではなく、次のように各種の特別税率による税額が加算されることがあり、また、利子配当等について納付した所得税額や国外所得について納付した外国法人税額等がある場合には、これらを控除（各種の特別税額控除の適用がある場合には、まずその金額を当期の所得に対する法人税額から控除します。）した後の金額が最終的な法人税額となります。その金額から中間納付税額を控除した残額が確定申告で納付する税額です。



注1 特定同族会社の課税留保金額に対する特別税率は、資本（出資）金が1億円以下の場合には

適用されません。

注2 土地譲渡利益金額に対する特別税率は、現在適用が停止されています。

2 法人税の税率

各事業年度の所得に対する法人税率、各種特別税率は、法人の区分に応じて次のとおりとなっています。

税率の適用に当たっては、各事業年度の所得等に1,000円未満の端数金額がある場合又はその全額が1,000円未満である場合には、その端数金額又はその全額を切り捨てます。また、法人税額に100円未満の端数金額がある場合又はその全額が100円未満である場合には、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

区 分		各事業年度の所得		特定同族会社 の 留 保 所 得	土地譲渡 利益金額	使 途 秘 匿 金
		年800万 円以下	年800万 円超			
普 通 法 人	期末資本（出資）金の 額が1億円を超える法人 及び相互会社	23.2% ^{注2}		年3,000万円 以下 10%	5% 短期所有 土地等は 10%	40%
	期末資本（出資）金の 額が1億円以下の法人 及び資本（出資）を有 しない法人	15% ^{注1 注5}	23.2% ^{注2}	年3,000万円 超1億円以下 15% 年1億円超 20%		
人 格 の な い 社 団 等		15% ^{注1}	23.2% ^{注2}		★現在適用 停止	
一 般 社 団 法 人 等		15% ^{注1}	23.2% ^{注2}			
そ の 他 の 公 益 法 人 等		15% ^{注1}	19%			
協 同 組 合 等		15% ^{注1}	19%			

注1 令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度における税率です。資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子会社及び100%グループ内の資本金の額又は出資金の額が5億円以上の複数の法人に発行済株式等の全部を保有されている法人及び通算法人には、各事業年度の所得が年800万円以下の場合の軽減税率は適用されません。なお、所得の金額が年10億円を超える事業年度については、税率は17%となります。

注2 事業年度の期間が1年未満の中小普通法人等については、各事業年度の所得に対する23.2%の税率は、所得の金額のうち次の算式で計算した金額を超える部分に対して適用されます。

$$800\text{万円} \times \frac{\text{当期の月数(端数切上げ)}}{12}$$

注3 協同組合等のうち、特定の地区又は地域に係るものの①物品供給事業の収入金額の総収入金額に占める割合が50%超、②組合員数が50万人以上、かつ、③店舗における物品供給事業の収入金額が1,000億円以上である事業年度については、所得の金額のうち年10億円を超える部分に対する税率は22%とされます。

注4 特定医療法人の各事業年度の所得に対する税率は、その他の公益法人等の場合と同じです。

注5 前3事業年度の平均所得金額が年15億円を超える事業年度は19%となります。

注6 課税標準法人税額×10.3%の地方法人税が別途課されます。

注7 (法人税額－500万円)×4%の防衛特別法人税が別途課されます。(令和8年4月1日以後に開始する事業年度から)

19

同族会社には特別の法人税がかかる場合がある

特定同族会社の留保金課税

特定の同族会社で社内に留保した所得が一定額を超えるときは、通常の法人税とは別に特別の法人税が課税されます。



1 株主グループが株式（議決権）の過半を所有し支配しているような同族会社が一定金額を超える所得を社内に留保したときは、通常の法人税とは別に、その留保所得に対し特別課税が行われます。

★ 税法上の「同族会社」とは、株主等の3人以下とその特殊関係個人・法人によって支配されている、すなわち上位3株主グループまででその会社に係る所有割合（持株割合、議決権割合又は持分会社の社員数割合のいずれか）が50%を超えている会社をいいます。

この特別課税の対象となるのは、そのうち次の1の「特定同族会社」に該当する会社に限られます。

1 対象となる特定同族会社の判定

この特別課税が適用されるのは、特定同族会社に限られます。特定同族会社とは、株主等（株主又は持分会社の社員）の1人とその特殊関係個人・法人によって支配されている会社（被支配会社）で、その会社の株主等のうちに被支配会社に該当しない法人株主等がある場合、これを除外してその判定をしても被支配会社となるもの（資本（出資）金の額が1億円以下であるものを除きます。）をいいます。

なお、同族会社とは文字どおり会社ですから、医療法人や協同組合については、少数の出資者が支配をしていますが、特定同族会社には該当せず、この特別課税の適用はありません。

〈被支配会社の判定〉

被支配会社に該当する同族会社とは、1株主グループ（株主等の1人とその特殊関係個人・法人）だけで、次の①～③のいずれかに係る所有割合が50%を超えている会社をいいます。

- ① 発行済株式（出資）（その会社が有する自己株式（出資）を除きます。）
- ② 次の事項に関する議決権（議決権を行使できない株主等の議決権を除きます。）のいずれか
 - イ 事業の全部又は重要部分の譲渡、解散、継続、組織再編成
 - ロ 役員の選解任
 - ハ 役員の報酬等
 - ニ 剰余金（利益）の配当
- ③ 持分会社の社員数（業務執行社員を定めている場合には、業務執行社員の数）

特殊関係個人・法人の範囲	①	株主等の親族（配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族）
	②	株主等と事実上婚姻関係にある者
	③	個人である株主等の家事使用人
	④	①～③以外の者で、個人である株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
	⑤	②～④の者と同一生計のこれらの者の親族
	⑥	株主等の1人（個人である場合には、①～⑤の者を含みます。）が支配している他の会社、株主等の1人とその被支配会社が支配している他の会社…等

2 特定同族会社の留保所得に対する税額の計算

(1) 留保金額

特別課税の対象となる留保金額は、次により計算します。

$$\text{留保金額} = \text{留保所得金額(A)} - \text{法人税額等(B)} - \text{法人住民税額(C)}$$

(A)：所得の金額＋課税外収入の合計額－社外流出の合計額

課税外収入	● 受取配当等の益金不算入額 ● 還付金等の益金不算入額（法人税及び法人住民税に係る部分の金額を除く） ● 繰越青色欠損金の損金算入額、繰越災害損失欠損金の損金算入額及び資産整理等の場合の期限切れ欠損金の損金算入額 ● 租税特別措置法の規定により留保金額に含められる金額（収用等の場合等の特別控除額）
社外流出	● 剰余金（利益）の配当（基準日が当期に属し、その支払決議が当期終了後決算確定日までになされたものを含む）による社外流出額 ● 社外流出したもののうち損金不算入となった金額（寄附金、法人税額から控除される所得税額、交際費等、役員給与、加算税、延滞税等の損金不算入額）

- (B)：当期の所得に対する法人税額（使途秘匿金の支出に係る特別課税の税額がある場合はその金額を含み、各種の税額控除の適用がある場合は、その控除後の金額）及び地方法人税額
- (C)：当期の所得に対する法人税額に係る法人住民税の額＝法人税額（試験研究費控除・各投資税額控除の特別税額控除及び所得税額控除を適用しないで計算した金額）×10.4%

(2) 留保控除額

留保所得に対する特別課税は、同族会社が利益を不当に留保することを是正しようとするものであり、会社が通常留保する程度の金額についてまで課税の対象にするものではありません。

そこで、(1)の留保金額から留保控除額として次のA～Cのうち最も多い金額を控除し、なお留保している金額が残る場合に、その残る部分に対して(3)の特別税率が適用されることになっています。

- A **所得基準額** → 当期の所得等の金額 × 40%
- B **定額基準額** → $2,000\text{万円} \times \frac{\text{当期の月数(端数切上げ)}}{12}$
- C **積立金基準額** → 期末資本(出資)金 の 額 × 25% − 期末利益積立金額

(3) 特別税率

特別税率は、(1)の留保金額から(2)の留保控除額を差し引いた課税留保金額に応じて次のとおりとなっています。

課税留保金額		特別税率	
年3,000万円以下の部分	×	10%	} = 税額
年3,000万円を超え年1億円以下の部分	×	15%	
年1億円を超える部分	×	20%	

注 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の100%子会社及び100%グループ内の複数の資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人に発行済株式等の全部を保有されている法人には、特定同族会社の留保金課税の不適用措置（資本金の額が1億円以下である場合）は適用されません。

